



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第3期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、さらに女性の継続就業者が増加し、妊娠・出産を通じて、子育て中の従業員への支援を行う為に次のように行動計画を策定する。

I. 計画期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間

II. 内容

目標1 法基準を上回る育児休暇期間の制定を行う。

《対策》

平成21年4月～ 詳細内容について連合会との労使協議開始
平成22年4月迄 制度導入開始

目標2 子を養育する為の短時間勤務制度について、法基準を上回る期間の制定を行う。

《対策》

平成21年4月～ 詳細内容について連合会との労使協議開始
平成22年4月迄 制度導入開始

目標3 年次有給休暇の取得促進の為の措置の実施。 (半日年次有給休暇の増回等)

《対策》

平成21年4月～ 詳細内容について連合会との労使協議開始
平成22年3月迄 制度導入開始

以上